定　款

（２０２１年６月２５日改正）

株式会社 日阪製作所

第１章　総　　則

第１条（商号）

当会社は、株式会社日阪製作所と称する。

英文では、ＨＩＳＡＫＡ　ＷＯＲＫＳ，ＬＴＤ．と表示する。

第２条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) ステンレスおよびその他の特殊材料を主材料として、機械加工、製缶、溶接、塑性加工などの高度な製造技術と、伝熱（加熱・冷却）、流体制御、蒸発・凝縮、調理・殺菌・滅菌、染色・含浸、電気制御、その他の蓄積した保有技術を駆使し、あらゆる産業の設備・施設に使用される各種のプレート式熱交換器、繊維工業で使用される各種の染色仕上装置、食品工業で使用される各種の調理・殺菌装置、蒸発・濃縮装置、医薬・医療工業で使用される各種の滅菌装置・造水装置、および産業用の各種ボールバルブ、その他の開発・製造販売

(2) 前号の各機器および装置のシステムエンジニアリング

(3) 前第１号および第２号所定の各機器および装置の輸出・輸入販売

(4) 前第１号および第２号所定の各機器および装置のリース

(5) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業

(6) 前各号に付帯関連する一切の事業

第３条（本店の所在地）

当会社は、本店を大阪市に置く。

第４条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

第５条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

第６条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、１２，９０２万株とする。

第７条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

第８条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、１００株とする。

第９条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第１０条（株主名簿管理人）

１．当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第１１条（株式取扱規則）
当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株　主　総　会

第１２条（招集）
当会社の定時株主総会は毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第１３条（定時株主総会の基準日）
当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。
第１４条（招集権者および議長）
１．株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。
２．取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第１６条（決議の方法）
１．株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
第１７条（議決権の代理行使）
１．株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第１８条（議事録）
株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会

第１９条（員数）
１．当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、１０名以内とする。
２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
第２０条（選任方法）
１．取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。
第２１条（任期）
１．取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
４．会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第２２条（代表取締役および役付取締役）
１．取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。
２．取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名を定めることができる。

第２３条（取締役会の招集権者および議長）
１．取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。
２．取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第２４条（取締役会の招集通知）
１．取締役会の招集通知は、会日より３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第２５条（監査等委員会の招集通知）
１．監査等委員会の招集通知は、会日より３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第２６条（取締役会の決議の省略）
当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第２７条（取締役への委任）
当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第２８条（取締役会規則）
当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第２９条（監査等委員会規則）
当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第３０条（報酬等）
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第３１条（取締役の責任免除）
１．当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、１００万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第３２条（執行役員）

１．取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。

２．取締役会は、その決議によって役付執行役員を定めることができる。

第５章　計　　算

第３３条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

第３４条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第３５条（剰余金の配当の基準日）

１．剰余金の配当としての期末配当は毎年３月３１日、中間配当は毎年９月３０日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または質権者に対し、これを行うことができる。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第３６条（配当金の除斥期間）

１．配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．未払の配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

１．当会社は、第９２回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．第９２回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第３８条第２項の定めるところによる。

２０２１年６月２５日　改正